

航空機の騒音を緩和する

住宅防音工事

国では、人間飛行場（航空自衛隊入間基地）に離着陸する航空機の騒音を和らげるため、個人住宅の防音工事を行っています。住宅防音工事対象区域に居住し、工事を希望されるかたは、次の内容で補助を受けることができます。

住宅防音工事の
対象となる住宅

指定区域内に最終告示日（昭和58年12月24日）までに建てられた個人の住宅、または貸家で人の居住している住宅が対象です。

住宅防音工事の種類

住宅防音工事は、建物の所在地、建築の時期などにより、受けられる工事が異なります。

新規防音工事（1度めの工事）
85W・80Wの区域追加工事と併せて、5室を限度に世帯人員に1室を

加えた部屋数までを工事します

75Wの区域防音工事の対象となる部屋数は2室までです

追加防音工事（2度めの工事）

1人世帯：2室 2人世帯：3室

3人世帯：4室 4人以上世帯：

5室 追加工事は、右の部屋数から1度めの工事（新規防音工事）の部屋数を差し引いた数です

建替防音工事

過去に防音工事を受け、工事完了後10年以上経過して「建て替えを予定」または「建て替えた」住宅は再度防音工事が実施できます。ただし、建て替え前と建て替え後の住宅

バリアフリー住宅の防音工事

住宅防音工事対象区域内の、次のいずれかに該当する住宅は、実施居室数の範囲内で可能な限り建物の外側で工事を行います。

- 1 現況の建物がバリアフリー対応住宅¹ およびフレックス対応住宅²、または同様に改造された住宅
- 2 防音工事を実施した住宅で、工事完了後10年以上経過し、バリアフリー住宅、フレックス対応住宅に改造された住宅
- 3 障害者、要介護者などが居住する住宅
 - 1 バリアフリー対応住宅...住宅内の段差などの障害を取り除いたり、廊下などに手すりなどを設置するなど高齢者や障害者の生活に配慮された住宅
 - 2 フレックス対応住宅...浴室、便所、台所などを除いた居室部分が、可動式の間仕切りで区切られ、家族構成や生活様式の変化に伴い必要とする部屋が自由に変えられる住宅

に代替性、継続性があると認められる住宅に限りま。

特定住宅防音工事

告示後住宅の防音工事として、85Wおよび80Wの区域で最終告示日（昭和58年12月24日）までに建てられた住宅を対象に、新規工事と追加工事を併せて実施しています。

空調機器機能復旧工事

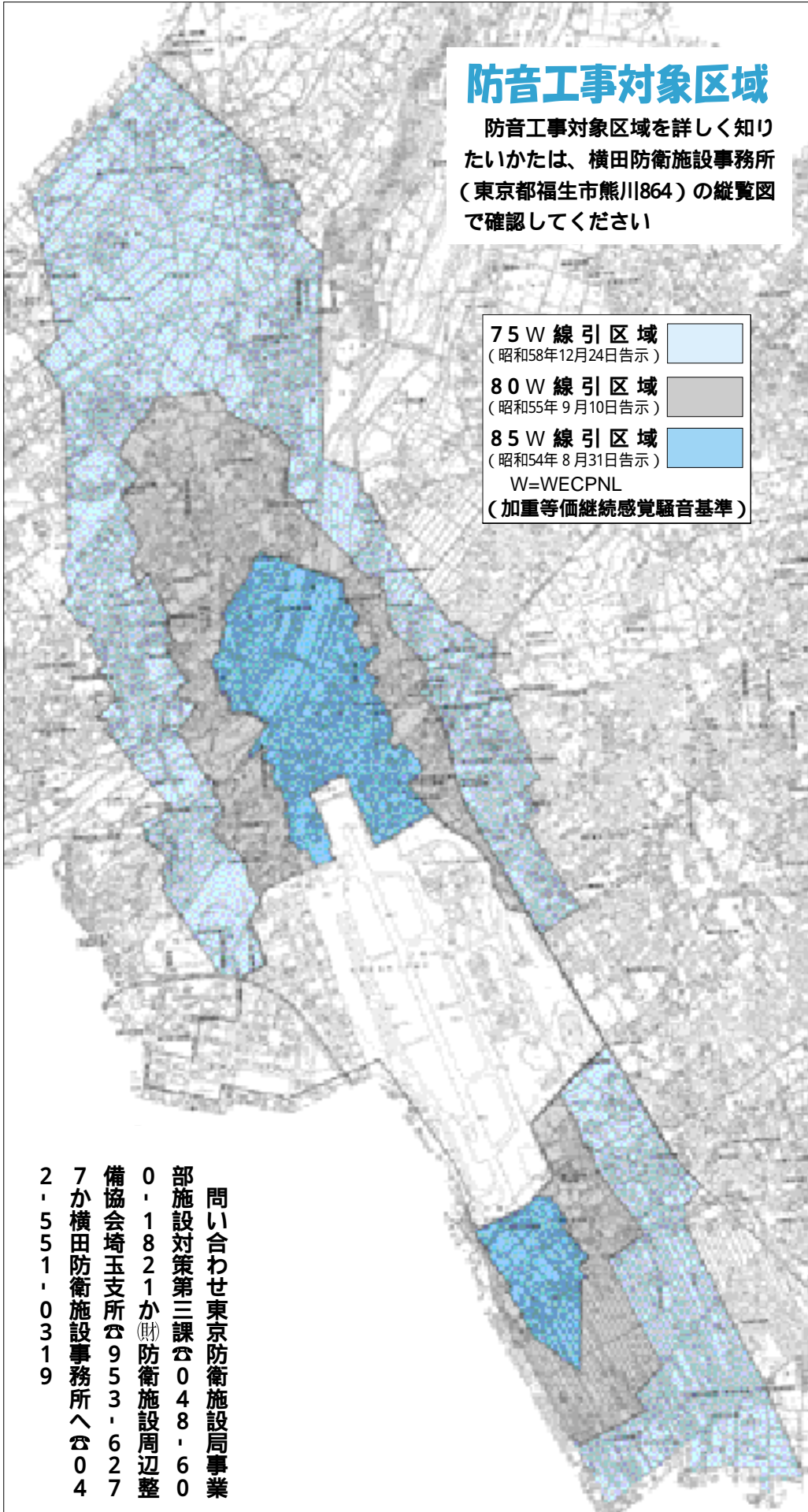
住宅防音工事を取り付けられた冷暖房機器および換気扇などで、10年以上経過し、故障した機器の取替工事を行っています。平成12年度は平成元年度までに防音工事を取り付け

家主のかたへのおお願い

住宅防音工事の申し込みができるのは、原則として家屋の所有者です。借家人が工事を希望する場合、家主のかたは工事の目的をご理解いただき、ご協力をお願いします。

建築設計委託および施工業者の決定

建築設計事務所、施工業者は、住宅防音工事を希望するかたが自分で選定し決定していただくこととなります。



問い合わせ東京防衛施設局事業部施設対策第三課 ☎048・600・1821 か(財)防衛施設周辺整備協会埼玉支所 ☎953・6277 か横田防衛施設事務所 ☎042・551・0319

た機器が対象です。また、個人で取り替えた機器でも、住宅防音工事実施後10年以上経過し、故障した機器は対象となります。なお、費用については、工事費の90%を国が支払い、残り10%を個人に負担していただきます。

住宅防音工事の内容

85 W・80 W の区域
防音仕様の壁、天井、サッシ、ふすまなどを使った改造・取替工事、冷暖房機器、換気扇の取付工事など

を行います。

75 W の区域
防音仕様のサッシ、ふすまなどを使った改造・取替工事、冷暖房機器、換気扇の取付工事などを行います。

住宅防音工事の申し込み

東京防衛施設局、横田防衛施設事務所、(財)防衛施設周辺整備協会埼玉支所へ 申し込み多数の場合、次年度以降になることがあります